

公 告

県営石鳩岡地区土地改良事業計画（区画整理）の一部を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第18項で準用する同法第87条の2第8項の規定により下記事項を記載した書類とともに、この旨公告する。

なお、同法第88条第18項で準用する同法第87条の2第9項の規定により、意見のある者は、令和8年6月19日までに県南広域振興局農政部北上農村整備センター所長へ、住所・氏名を記入した書面により、意見書を提出することができる。

おって、同法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者が、同法第88条第18項において準用する同法第87条第5項の規定による公告があった日以後、当該事業の工事の完了につき同法第113条の3第3項の規定による公告において示された工事完了の日の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）の初日から起算して8年を経過するまでの間に、当該各号に定める場合に該当するときは、岩手県土地改良事業分担金等徴収条例の定めるところにより特別徴収金をその者から徴収するものとする。

令和8年5月25日

岩手県知事 達増 拓也

記

- 1 縦覧期間 令和8年5月25日から令和8年6月19日まで
- 2 縦覧場所 花巻市農林部農村林務課
- 3 変更予定の土地改良事業計画の概要等 別紙土地改良事業変更計画概要書のとおり
- 4 土地改良法第88条第18項で準用する同法第87条の2第9項の規定による意見の宛先

北上市芳町2番8号

県南広域振興局農政部北上農村整備センター所長